

① マネロン・金融犯罪対策の

現状と課題二〇二五



マネロン等対策は、不断の見直しと高度化が求められる。本稿では、JABankシステムにおける対策のあり方を踏まえ、国内におけるマネロン等対策の動きや、増加する金融犯罪の現状を確認する。

1 国内全体の動き

(1) 基礎的な態勢整備

金融庁は、二〇一八年に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を策定・公表しました。二〇二二年四月には、金融機関等に対し、ガイドラインに基づく基礎的な態勢整備を二〇二四年三月

末までに完了するよう要請

し、マネー・ローンダリング(以下、「マネロン」という)のターゲット検査や説明会を通じて、着実に取り組むよう促してきました。その結果、二〇二四年三月末では、ほとんどの金融機関等から基礎的な態勢整備が完了したとの報告を受けています。

他方で、基礎的な態勢整備が十分にできていないなかでは次に進めないと考えており、当面の間はマネロンター

ゲット検査の実施を継続し、

実態の確認をしています。そのなかで、態勢整備が「著しく不十分」であることが判明した際には行政処分も検討していくこととしており、実際に行政処分を行った事例もあるところは、読者の皆様もご認識のことと思います。

もっとも、期限までに整備した態勢は、あくまで基礎的なものであり、それだけを整備して終わりというものではありません。足元でマネロン

の犯行手口が急速に巧妙化・

複雑化していることから、犯罪組織を迎え撃つ金融機関等としても、これからさらに対策を高度化させていくべきものと考えられます。

(2) ディスカッションペーパーの公表

二〇二八年八月にわが国に立入りが予定されているFATFの第5次審査では、金融庁などの中央省庁だけでなく、個別の金融機関等に対し

金融庁 総合政策局 リスク分析総括課
金融犯罪対策室 主任統括検査官

向山 央

金融庁・財務局において協同組織金融機関など地域金融機関の監督業務等に従事。現在はメガバンク等主要行のマネロン管理態勢、金融犯罪対策のモニタリングに従事。

金融庁 総合政策局 リスク分析総括課
金融犯罪対策室 金融証券検査官

芹田 佐紀

金融犯罪対策室にてメガバンク、準主要行、外資系銀行等のモニタリングに従事。入庁前は、日本およびシンガポールのコンサルティング会社にて、金融機関のAML/CFT業務高度化支援等に従事。

【図表1】金融機関等における「有効性検証」の実施

定義	有効性検証とは、 金融機関等が 、変化するマネロン等リスクに対して管理態勢の維持・高度化を目的として、「自社が、直面するマネロン等リスクの 特定・評価・低減を適切に実施 していること」を 確認 する取組み		
重要ポイント	金融機関等自らが有効性検証の 実施計画を作成 し、計画に則り 検証を実施 、その結果に応じて 改善を実施		
個別論点	前提1：自らが直面する リスクに応じて検証の範囲や方法等を決定すること（＝実施計画の作成） が必要 前提2：経営陣が主導して資源配分、各部門が役割・責任に応じて連携して、 検証実施体制を構築 することが重要 前提3： 検証実施主体は必ずしも検証対象業務から独立している必要はない （適切な検証ができればよい）		
リスクの特定・評価		リスクの低減	適時（事象発生時）
【GLに基づく対応】		【GLに基づく対応】	【GLに基づく対応】
金融機関等は特定・評価の結果として文書（リスク評価書）を作成		金融機関等は特定・評価結果踏まえて、リスク低減策を整備し低減実施	金融機関等はリスク顕在化時に改めて特定・評価・低減実施
【想定される有効性検証の実施内容】		【想定される有効性検証の実施内容】	【想定される有効性検証実施内容】
リスク評価書作成過程の妥当性を検証 - 特定・評価において活用している情報は十分か検証 - リスクが変化した際は適時に更新できているか検証		「整備」と「実施」の妥当性を定性的・定量的（指標を活用）に検証 ①リスク低減策の整備 特定・評価したリスクに対する低減策の範囲・内容の適切さを検証 ②リスク低減措置の実施 整備した低減策に準拠して低減措置を実施できているか検証	事象発生時には、 従来のマネロン等対策の有効性を改めて検証 し改善対応 - 事象の内容を踏まえて、従来の特定・評価・低減の適切性を改めて検証（課題発見時には改善実施） - 従来の有効性検証で事前に発見できなかった原因を分析し、有効性検証の手法等を改善
結果		金融機関等が、態勢を維持・高度化し、かつ対策の有効性を合理的・客観的に説明できる（詳細は次頁）	

（出所）金融庁『マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理』第1版（概要）

でもFATF審査団によるヒアリングが行われます。そこでは、各国が整備した法令等が適切に実施されていることを確認する有効性審査が、より重視される予定です。そうした状況も踏まえて、今後金融機関等に求めていくのが有効性検証です。金融機関等からは、この有効性検証について、これまでに「具体的にどのように進めていけばよいのかわからない」といった声もいただいていました。そこで、金融庁では、有効性検証を実施するうえで留意すべきポイントを示した「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」（ディスカッションペーパー。以下、「DP」という）を作成し、二〇二五年三月末に公表しました。今後のマネロン等対策で中核と位置づけられる有効性検証に対して、「各金融機

関等がどのような考え方で取り組みればよいか」「これから当局検査において検査官との間でどのような対話が行われるのか」の二点を示したものとなります（図表1・次頁図表2）。

(3) 有効性検証の実施

DPでは、有効性検証の定義について、「金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して管理態勢の維持・高度化を目的として、『自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること』を確認する取組み」であることを明確化しています。これは、一過性の取組みではなく、継続的に検証を実施し、その結果を踏まえて改善対応を行うことが必要です。そのため、有効性検証に取り組むにあたっては、実施計画を作成のうえで検証を実施し、適宜改善対応

② ディスカッションペーパー

と事例集を読み解く



有効性検証にあたっては、「マネロン等リスクの特定・評価が適切か」「マネロンリスクの低減が適切か」の視点で行うこととなる。本稿では、金融庁公表資料を基に、基本的考え方と、効果的な検証サイクルと年度計画の策定手法、リスク低減に係る検証の指標等を例示し、その着眼点を整理する。

1 はじめに

(1) 公表された二つの文書

金融庁は、二〇二五年三月末、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」(「ディスカッションペーパー」以下、「DP」という)を公表しました。また、金融機関等がDPに記載されている考え方を参考にしながら有効性

検証を実施するための参考資料として、金融機関等や有識者との対話等を通じて得られた事例を取りまとめて、「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」(以下、「事例集」という)として公表しました。

DPは、マネロン等対策における有効性検証の取組みを開始して日が浅い金融機関等も多いとの前提の下、金融機関等が有効性検証を実施するための参考となる文書であ

り、かつ、金融庁と金融機関等との対話の材料という位置づけとされています(図表1)。

なお、マネロン等対策における有効性検証という言葉は、金融庁が二〇一八年二月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「GL」という)においても複数言及されており、必ずしも新しい概念ではありません。

(2) 文書公表の背景

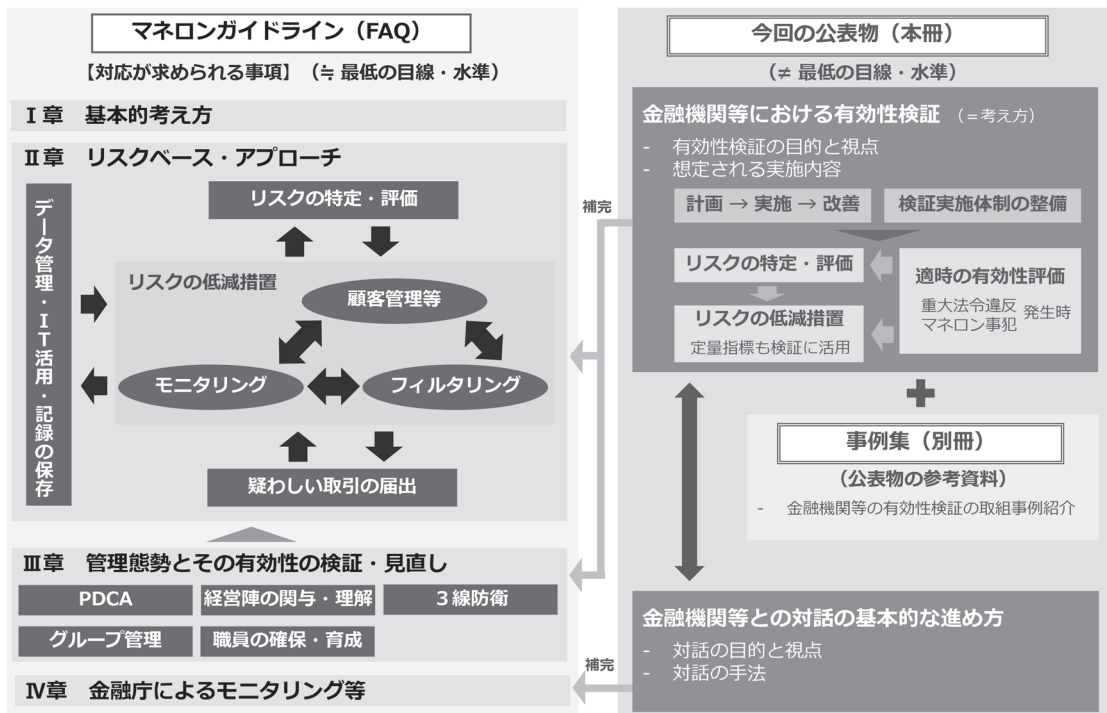
金融機関等においては、監督官庁の要請に応じて、二〇二四年三月までを期限として、自組織のマネロン等リスク管理態勢を整備してきたところです。この期限以降は、整備した態勢が内外の環境変化などによって陳腐化することのないよう、態勢の維持・高度化に向けた継続的な取り組みが求められるフェーズに変わっています。

有限責任あずさ監査法人
金融統轄事業部
金融アドバイザー事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛



1988年、三井銀行入行。大蔵省、外務省出向などを経て、2014年4月三井住友銀行中東総支配人兼ドバイ支店長、2017年4月総務部付部長兼金融犯罪対応室長。2018年2月から金融庁マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室長、2022年7月から同年12月まで金融庁主任統括検査官。2023年1月から現職。

【図表1】 ディスカッションペーパーと事例集の位置づけ



（出所）金融庁「『マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理』第1版（概要）」

- 今般の文書では、態勢の継続的な維持・高度化にあたって重要かつ不可欠なプロセスとして、金融庁のマネロン等対策の有効性検証の基本的な考え方や進め方が示されたかたちになります。
- 2 有効性検証に関する考え方**
- DPは、一四頁という少ない分量の文書ではあるものの、金融庁における有効性検証に関する考え方を知ることができる有益な内容となっています。
- (1) 有効性検証の定義**
- まず、DPにおいては、マネロン等対策の有効性検証とは、「金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を構築することを目的として、『自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実
- 施していること』を確認する取組み」と定義しています。この定義を踏まえれば、金融機関等の業態、規模、顧客層、戦略、取扱商品の違いにより、直面するマネロンリスク等が異なることから、その対策も、有効性検証の取組みも異なるということになりますので、この点には留意する必要があります。
- そのうえで、「マネロン等リスクの特定・評価が適切か」、そして「マネロン等リスクの低減が適切か」という視点で、自らのマネロン等リスク管理態勢を検証するとともに、マネロン等リスクが顕在化した際には、適時の有効性検証を実施すること、さらには、これらを適切に推進する態勢を経営陣主導の下で整備することを求めています。
- (2) マネロン等リスクの現状**
- 例えば、直面するマネロン

③ 有効性検証の実行に

あたったの諸課題

FATF第5次審査に向けて、態勢整備のさらなる高度化と実効性ある有効性検証の実行とともに、金融犯罪対策が課題となる。本稿では、今後のJAの取組みにおける着眼点として、経営陣の積極的な関与、詐欺被害防止と法人口座不正利用防止の強化にも着目して解説する。



1 有効性検証の重要性

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「G L」という）の態勢整備期限（二〇二四年三月末）から一年以上が経過しました。

今後は、整備した態勢が有効に機能しているかを検証していくフェーズに入っていくこととなりますが、有効性検証を実施することは、次に掲

げる意味において重要です。

(1) FATF第5次対日相互審査で有効性検証が重視される

二〇二八年に実施されることが見込まれるFATF第5次対日相互審査においては、法律や規制を通じた実施状況だけでなく、それらが実際にどれだけ効果的に運用されているかが重要視されることになっていきます（注1）。

わが国の現状について、第

4次対日相互審査後のフォローアップ対応により、TC（Technical Compliance：法令等整備状況）については、全項目「Largely-Compliant」以上に評価されるに至りました。

一方、IO（Immediate Outcome：有効性）については、二項目中八項目が不合格を意味する「Moderate」以下となっており、第5次審査では九項目以上不備があると観察対象国と評価されることを踏まえると、余裕がない状況です。



のぞみ総合法律事務所
弁護士

川西 拓人

2002年京都大学法学部卒業、03年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。08～10年金融庁検査局出向（金融証券検査官・専門検査官）。15年7月より現職。



のぞみ総合法律事務所
弁護士

山田 真吾

2007年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。10年あゆの風法律事務所入所。14年財務省東海財務局、19年金融庁（マネロ室等）に出向。24年9月より現職。

IOの評価と個別の金融機関が実施する有効性検証対応が直ちにリンクするものではありませんが、第4次対日相互審査において、「大規模銀行（より高いリスクを有する金融機関として認識されているグローバルなシステム上重要な銀行（GSIB）等）を含む一定数の金融機関および資金移動業者は、マネロン・テロ資金供与リスクについて適切な理解を有している」と評された一方で、「その他の

金融機関においては、自らのマネロン・テロ資金供与リスクの理解が限定的である」との指摘を受けたことを踏まえると（注①）、有効性検証に係る取組みを進めることでリスク理解を深めることが急務といえます。

(2) GLにおいて有効性検証が重視されている

態勢整備期限から一年以上が経過した現時点において、特に、整備して日が浅い社内規程に係る運用については、いまだ運用が定着していない、あるいは実効性に欠けるおそれがあることから、検証・見直しを実践する必要性が高いといえます。

例えば、顧客管理について、犯罪による収益の移転防止に関する法律についての対応が中心でリスクに応じた対応が不十分であったとして、本人特定事項を含む本人確認

事項等の調査にあたり、どのような場合にどのような証跡（信頼に足る証跡）を求めるのかを新たに整理した金融機関においては、規程どおり信頼に足る証跡が獲得されているかを確認するとともに（準拠性）、それによって不正利用口座の作成が抑止されているか実効性を検証することが考えられます。

GLは、「Ⅲ・1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）」において、リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断に検証を行うこと等の対応を求めているおり、GL対応という意味でも、有効性検証を行うことは必須です。

（注①）FATF「REPORT ON THE STATE OF EFFECTIVENESS

AND COMPLIANCE WITH THE FATF STANDARDS」三頁等

（注②）FATF「第4次対日相互審査報告書（仮訳）」（二〇二二年八月）三頁等

2 協同組織における有効性検証の実行にあたっての諸課題

(1) 参考資料の公表

金融庁は、二〇二五年三月三十一日、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（第一版）」（以下、「DP」という）を公表しました。また、具体的な取組みに係る参考資料として、「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」（以下、「事例集」という）を併せて公表しました。

DPは、有効性検証を「金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管

理態勢を構築することを目的として、『自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること』を確認する取組み」と定義づけていますが、具体的な内容は、必ずしも明らかではありません。

参考資料である事例集も、大手金融機関の取組みを中心に紹介されており、JAを含む協同組織金融機関ならではの取組みの紹介には、まだ時間を要すると思われます。

このように参考資料が限られるなか、どのように有効性検証を実施していくかが、協同組織における有効性検証の課題といえます。

(2) 具体的な検証方法

DPが、「重大な法令違反等の発生や自社の商品・サービスが悪用されたマネロン等事犯の多発などマネロン等リスクが顕在化したと思われる